

## 質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

### 質問

著作権は著作権者が持っているということからすると、法上の解釈不要の場合に例示していた自由利用を許諾する表示が無く、かつ「禁無断転載」の表示があった場合、利用制限の表示に従う必要はないと言い切れるのは疑問に感じる。

利用制約の表示に法的拘束力がないとは言えても、従う必要がないとまで踏み込んでしまって良いのか。

### 回答

ご質問ありがとうございます。

この説明は、著作者や出版社が資料に表示した文言の効力について行ったものでして、このような文言につき、従う必要があるとの誤解が少なからず生じていることを踏まえ、その必要はないことを説明したものでございます。

もちろん、各館のサービス方針に基づき、このような表示に従って利用制限を行うことは自由でございますが、法的には従う必要があるとはされていません。この見解は、例えば、中山信弘『著作権法』第2版（有斐閣、2014年）p.327.や、文化庁の著作権行政担当者による逐条解説書である『著作権関係法令実務提要 I』（著作権法令研究会編、第一法規）p.584.においても述べられているものです。

## 質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

### 質問

今後、TPPと著作権等ものように変わっていくか、教えてほしい。

### 回答

ご案内のとおり、米国が TPP から脱退したため、TPP は事実上発効しないこととなりました。著作権の保護期間を 20 年間延長する等の内容を含む著作権法の一部改正法は、TPP の発効により施行されることとされていまして、これにより、事実上施行されないままとなりました。残り 11 か国で、米国抜きでの発効を目指して交渉中ですが、その中では、著作権に関する事項を除くとする案が出されているとの事ですので、TPP 関連では著作権制度は変わらない見込みです。

ただ、今年 4 月に決定された文化審議会著作権分科会の報告書では、①教育の情報化の推進等（異時公衆送信、デジタル教科書の製作についても教科書と同等に扱うこと）、②障害者の情報アクセス機会の充実（受益者、行為、主体につきそれぞれ拡大）、③新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等（システムのバックエンドでの複製全般、所在検索・情報分析サービスやリバーズエンジニアリングのための利用等）の 3 項目につき、法改正が適当と提言をしています。これを受けて文化庁著作権課では、これらを内容とする改正法案を準備中で、臨時国会に提出予定でしたが、衆議院の解散により、先延ばしになってしまいました。

質問番号：③

## 質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

### 質問

講義要綱147ページ左上の「2 貸出」について、中央館⇄分館の映画DVDソフトの「貸出」は保管場所の移動に過ぎないので「貸与」には当たらないとのことだが、例えば、他市町村だったところが合併した後、元々よその市町村の物だったDVDでも同様に適用して良いのか。

### 回答

映画DVDソフトは利用条件が定められているものですので、その条件においてどのような扱いになっているかを確認いただくのが良いと思います。

## 質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

### 質問

自館の閲覧室内にコピーサービス機が1台しかない。自分で持ち込んだ資料をコピーしたいという申し出があった場合、現在は断っているが、サービスの点からトラブルになる場合もある。

複合施設ではない図書館であるが、別のフロアにコピーサービス機を設置すれば問題はないのか。この場合、目の行き届かない場所で図書館資料をコピーされる場合もある。対応を教えてください。

### 回答

現在の著作権法の解釈では、図書館内にあるコピー機で行われるコピーは、全て図書館が行っているものとみなされることとなっています。

このため、自分で持ち込んだ資料をコピーする場合でも、図書館がコピーを行ったものとみなされ、基本的には著作権侵害となってしまいます。

持ち込み資料をコピーすることができるようにする方法ですが、例えば、館内に図書館が管理していない施設（例：売店、食堂）があれば、そこに設置するという方法があります、図書館がコピーしたものとみなされないようになるからです。ご参考にいただければ幸いです。

## 質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

### 質問

利用者へインターネット情報を提供するに当たり、プリントアウトが可能な範囲はあるのか。(例えば、法令、学校の宿題での調べ物等)

### 回答

著作権法第31条以外の権利制限規定、例えば、著作権法第35条1項（授業の過程で使用するための複製や同時送信）、第40条1項（政治上の演説の利用）、第42条第1項（行政・立法や裁判上の目的で使用するための複製）、同条第2項（特許審査・薬事行政手続のための複製）などに当てはまる場合や、著作権の保護対象とはならない著作物（法令、通達、裁判所の判決等、これらの公的な翻訳・編集物（第13条））、保護対象とはならない国（北朝鮮など）の著作物については、プリントアウトを提供する場合に許諾が不要です。